茨城県農地利用効率化等支援事業等実施要項

制定　平成25年５月16日付け農経第237号
最終改正　令和８年４月13日付け農経第90号

第１　趣旨

茨城県農地利用効率化等支援事業等の実施に関しては、農地利用効率化等支援事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「国担い手確保等事業実施要綱」という。）及び地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月23日付け７経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「国構造転換事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

第２　事業の実施等

１　市町村長は、事業を実施しようとする場合は、承認申請書（様式第１号）に、国実施要綱、国担い手確保等事業実施要綱及び国構造転換事業実施要綱（以下「国実施要綱等」という。）に定める支援計画等の必要書類を添付のうえ知事に提出し、その承認を受けるものとする。

２　市町村長は、１で承認を受けた支援計画等の重要な変更を行う場合は、変更承認申請書（様式第２号）に国実施要綱等に定める支援計画等の必要書類を添付のうえ知事に提出し、その承認を受けるものとする。また、それ以外の変更については、知事に報告し、その指示を受けるものとする。

第３　県が独自に設定する要件

園芸施設共済の加入対象施設（雨よけ施設、ネットハウス及び多目的ネットハウスを除く。）を整備する場合にあっては、風速３６ｍ/ｓ以上に耐えることができる強度を有するものを整備するときに限り助成を行う。

第４　目標達成状況の報告及び成果目標の点検評価

（１）目標達成状況の報告

①　市町村長は、目標達成状況報告を行う場合は、目標達成状況報告書（様式第３号）に国実施要綱等に定める目標達成状況報告書等の必要書類を添付のうえ、国実施要綱に定める事業については翌年度の８月末までに、国担い手確保等事業実施要綱及び国構造転換事業実施要綱に定める事業については翌年度の６月末までに知事に報告するものとする。

②　市町村長は、目標年度及び評価継続期間等においては、目標達成状況報告の提出時に、設定した成果目標に応じて様式第４号－１から６及びその数値の根拠となる資料を提出するものとする。

（２）成果目標の点検評価

①　県は提出された目標達成状況報告書について点検評価を実施し、当該年度における成果目標が達成されていないときその他必要と判断したときは、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行う。

②　県は、目標年度までに成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標が達成されるまで評価を継続するとともに、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう、事業実施主体に対し継続的に助言・指導を行う。

③　県は、助言・指導を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認める場合には、事業実施主体に対して事業を中止させるなど、適切な措置を講ずるものとする。

【目標年度の翌々年度における目標未達成の場合に講ずる措置に係る判断基準】

措置	判断基準
1　評価終了	①目標を概ね達成（必須目標は達成、必須目標以外の目標は８割を達成）した場合 ②達成度が毎年度漸増傾向で推移しており、近々達成される蓋然性が高い場合 ③付加価値額が計画時点よりも確実に進展しており、営農類型・規模等が同等の認定農業者等と比較しても遜色がない場合 ④農産物の高付加価値化などにおいて、導入した新品種が気象・作物障害や消費者の嗜好変化など予期せぬ事情変更等により別の品種の導入に替えて、目標を達成するなどの状況がみられる場合
2　評価継続	他動的要因の状況等を踏まえ、期間を延長してフォローアップを継続する必要がある場合 【他動的要因の例】 ・天候不順等による、農産物価格・品質、生産量等の低下 ・農地集積等などにおいて出し手の同意が得られない、あるいは市町村等の調整等の長期化 ・消費者ニーズや市場の変化 ・不慮の事故
3　事業中止	助成対象者の怠慢などにより目標の達成に向けた取組を一切行わないような場合
4　市町村による評価継続	上記以外

第５　県の助成措置

県は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

附　則

この要項は、平成25年５月16日から施行する。

附　則

この要項は、平成 26 年６月２日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。ただし、平成 25 年度被災農業者向け経営体育成支援事業（平成 25 年度の大雪）については、国経営局長通知の施行日から適用する。

附　則

この要項は、平成 28 年２月 25 日から施行する。ただし、国経営局長通知（平成 27 年９月の豪雨）については、国経営局長通知の施行日から適用する。

附　則

この要項は、平成 28 年４月 12 日から施行し、平成 28 年４月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成 28 年 12 月９日から施行する。ただし、国経営局長通知（平成 28 年の台風）」については、国経営局長通知の施行日から適用する。

附　則

この要項は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。ただし、国担い手確保等事業実施要綱については、農林水産事務次官依頼通知の施行日から適用する。

附　則

この要項は、平成 29 年４月 13 日から施行し、平成 29 年４月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成 30 年４月 12 日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成 31 年２月 27 日から施行する。ただし、国経営局長通知（平成 30 年台風第 24 号）」については、国経営局長通知の施行日から適用する。

附　則

この要項は、令和元年６月 10 日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。なお、経営体育成支援事業実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7296 号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成 30 年度までに実施した事業又は平成 31 年度（西暦 2019 年度）以降に繰り越して実施される事業については、従前の例とする。

附　則

この要項は、令和２年２月６日から施行し、同日から適用する。ただし、国経営局長通知（令和元年８月からの一連の災害）については、国経営局長通知（令和元年８月からの一連の災害）の施行日から適用する。

附　則

この要項は、令和２年５月 22 日から施行し、令和２年４月１日から適用する。なお、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年４月１日付 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、令和元年度までに実施した事業又は令和２年度以降に繰り越して実施される事業については、従前の例とする。

附　則

この要項は、令和２年 12 月 14 日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年５月 17 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。ただし、この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例による。

附　則

この要項は、令和３年７月 15 日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例による。

附　則

この要項は、令和４年４月８日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例による。

附　則

この要項は、令和５年４月 12 日から施行する。ただし、この通知による改正前に実施した事業については、なお従前の例による。

附　則

この要項は、令和5年10月2日から施行する。

附　則

この要項は、令和6年6月5日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年４月１３日から施行する。